

2022年度与党税制改正大綱に寄せて（専務理事談話）

2022年度与党税制改正大綱が決定されました。「成長と分配の好循環」を強調した「新しい資本主義」を掲げた新政権発足後初めての税制改正大綱ということもあり、賃金を引き上げる企業への優遇税制が大きな注目点となりました。現行制度では、大企業が新規採用者への給与支払い分を前年度比2%以上増やした場合に、その増加分に対して法人税が15%控除されます。中小企業については、給与の支払総額を1.5%以上増やせば増加分の15%が控除されてきました。さらに教育訓練費を一定額以上増やすと大企業では5%、中小企業では10%の控除率が、それぞれ上乗せされることで、最大の控除率は、大企業で20%、中小企業で25%です。今回の税制改正では、この制度が修正・拡充され、大企業は、前年度から継続雇用している従業員を対象を改め、賃上げ率の条件も「2%以上」から「3%以上」へ引き上げられる一方、賃金を4%以上増やした上に社員教育を充実させると、控除率は最大で30%となります。中小企業の場合は、控除率が上乗せされ最大40%です。

税制面から強いインセンティブが与えられることは、企業の賃上げ意欲を高める側面は一定あるでしょう。しかし、今回の税優遇の条件に合致するのは、3%あるいは4%の賃上げを行った企業に限られます。新型コロナウイルスの状況は落ち着いた状況が続き、経済社会活動が徐々に回復しつつあるとはいえ、多くの企業は約2年間に及んだコロナ危機で累積した損失と過大な債務への対処に四苦八苦している状況です。したがって今回の税優遇を利用できる企業は、コロナ危機においても好業績を維持でき、かつ将来の成長期待が強いごく一握りの優良企業に偏ることを懸念します。奇しくも、コロナ危機は企業間格差を拡大させました。今回の賃上げに関する税優遇が、その格差をさらに広げる結果に帰着することのないよう求めるところです。

税優遇の効果はあくまで一時的なものです。企業においては、ひとたび基本給を引き上げれば、その引き下げは容易でなく、経営環境によっては収益を大きく圧迫しかねない負担ともなりえます。そのため、現在の不透明な状況下では基本給の引き上げには動きづらいのが実際です。その意味で、税優遇はあくまで補助的なものであり、王道は国家として国民に将来展望を拓き、前向きに企業が賃上げを自律的に進めることのできる環境整備と、そこへ向けた真に国民一人ひとりを大切にす国に向けた抜本的構造転換が不可欠です。

一方、危機に直面する地球環境問題や、格差と貧困の是正など、山積する諸課題に向き合うことで持続可能性を回復させることが喫緊の課題です。今回の税制改正の論議で先送りされた金融所得課税の考え方や炭素税を含めたカーボンプライシングなど、来年以降に積み残された議論は極めて重く、重要なものです。国民の負託を受けた議会には、国民の本源的願いに誠実に思いを致した政策姿勢の確立と実行を強く期待するものです。

.....

愛知中小企業家同友会とは

現在、愛知県下4,100名超の中小企業経営者が参加する異業種の経営者団体です。

「経営体質の強化」「経営者の資質の向上」「経営環境の改善」を目的に、国民生活に寄り添い、地域の経済・社会の担い手たる中小企業をめざした取り組みを進めています。

1. 名称 愛知中小企業家同友会
2. 会員数 4,112名 (2021年12月10日現在)
3. 会長 高瀬 喜照 (たかせ よしてる) 株式会社高瀬金型・代表取締役社長
4. 事務局 名古屋市中区錦3-6-29 サウスハウス2階
電話 052-971-2671 FAX 052-971-5406
事務局長 多田 直之
事務局次長 (報道担当) 八田 剛、事務局次長 (政策担当) 池内 秀樹